

# 児童手当 各種届出と申請のお知らせ


問い合わせ先 困保課年金課  
☎30-6136番、FAX22-1398番

児童手当を受けることができるのは、彦根市に住所があり、小学校を修了するまで(12歳になった後の最初の3月31日まで)の子どもを養育していて、前年(1~5月分は前々年)の所得が一定額未満の人です。(左の枠内)

### 児童手当支給の要件

彦根市で児童手当の支給を受けるには、次の条件にすべて当てはまる必要があります

- 彦根市に養育者の住所がある
- 12歳到達後、最初の年度末までの児童を養育している
- 所得が一定限度額未満である(表「児童手当の所得制限限度額」をご覧ください)



### 表 児童手当の所得制限限度額

扶養親族の数	国民年金加入者	厚生年金など加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

注1 この表は、請求者(子どもを養育している人)の所得(収入ではありません)に適用されます。ただし、一律に8万円の控除がありますので、この表の所得制限限度額に8万円を加算してあてはめてください。このほか、医療費控除などを加算することができます。

注2 所得税法の老人控除対象配偶者か、老人扶養親族がある人は、老人控除の対象となる配偶者や老人扶養親族1人につき6万円ずつこの表の所得制限限度額に加算してあてはめてください。

注3 扶養親族などの人数が6人以上のときは、1人につき38万円(扶養親族が上の「注2」に該当するときは44万円)を加算してあてはめてください。

※平成21年5月分の児童手当は平成19年中の所得によって審査し、平成21年6月分以降の児童手当は平成20年中の所得によって審査します。

続けて手当を受ける人は  
6月中に現況届を!

現在、児童手当を受けている人には、6月1日(月)以降に、現況届の用紙を送ります。必要事項を記入して、6月30日(火)までに提出してください。

新たに支給を受ける人は  
急いで申請を!

児童手当を受けるためには、出生、転入などで支給資格ができた場合に、「認定請求書」の提出が必要です。提出した日の属する月の翌月分から、支給事由のなくなった日の属する月分まで支給されます。

これまで、所得制限限度額を超えていて児童手当を受けられなかった人で、前年の所得に変動があったことなどの理由で、新たに児童手当を受けられると思う人は、急いで申請してください。6月分から支給を受けるためには、5月中に申請する必要があります。平成21年度所得制限

限度額(平成20年中の所得に適用)は、左の表のとおりです。

ただし、所得制限限度額を超えておられる場合には、5月中に申請いただいても、児童手当を受給していただくことは出来ません。また、所得制限の判定は6月に行います。

### 申請・現況届の提出先

- ▼市内に住所がある人  
困保課年金課、支所・各出張所
- ▼市外に住所がある人  
住所地の市区町村
- ▼子どもと別居している人  
養育者が住んでいる市区町村
- ▼公務員の人  
職場

添付書類 年金加入証明(または健康保険証の写し)、所得証明書、住民票などの書類が必要な場合があります。

おわびと訂正 広報ひこね5月1日号表紙目次の「彦根市の平成21年度予算」とあるのは、「子どもセンターから地域へ」の誤りです。おわびして訂正します。

## ブラジルから 新しい国際交流員がやってきました

新しい国際交流員、平田エジナ清美さんが着任しました。エジナさんは彦根市の職員として、国際交流業務に携わります。市の業務に関する文書の翻訳や外国籍市民の皆さんの生活相談、通訳、ブラジル文化の紹介などの業務に従事します。

問い合わせ先 困保課年金課  
☎30-6113番、FAX22-1398番

皆さん、はじめまして。

4月から市役所で国際交流員として勤務している、平田エジナ清美です。

祖父母の生まれ故郷を見たくて日本行きを決心したのは15歳のときです。翌年には生徒会役員として一人として横浜に到着しました。当時、祖母の兄弟と会うこともでき、1か月の日本研修を終えるころには日本とブラジルを結ぶ架け橋になりたいと思うようになっていました。その願いが叶って国際交流員として採用

され、彦根市の皆さんにブラジルの文化紹介をできることになりました。

これから市役所での仕事と彦根での生活に1日も早く慣れるよう頑張りたいと思います。彦根市の皆さんから学ぶことが多いと思います。どうかよろしくお願ひします。

私の町のことを少しご紹介したいと思います。私の出身地であるドウラードスという町は大豆、麦、トウモロコシ、牛肉の生産が盛んであり、自然の豊富な町です。ラテンアメリカのちょうど中心にある南マツトグロツソ州にあり、世界遺産にも登録されているパンタナールがあります。ドウラードスはまだ歴史が浅く、75年目を迎える町です。町の中にはいろいろな木々が植わっており、年中花が咲いています。ですから、彦根市にやってくる、満開の桜の花に包まれて迎えられたとき、初めて見る桜なのにどこか懐かしい感動を受けました。

400年もの長い歴史を持つ



平田エジナ清美さん

つ彦根市は、奈良や京都にも近く、『日本の風土を体験するには最適な町だ』と聞いています。そんな町で新たな人生を歩むことができるということはこれ以上ない幸せです。市内で私を見かけたら気軽に声をかけてください。お互いの町や習慣についてお話ししましょう。

### エジナさんが故郷を紹介します

彦根市国際協会では、平田エジナ清美さんをゲストに迎えて「世界の話」を聞きます。5月23日(土)午後、市民会館へお越しください。(詳しくはページ「催し物」欄をご覧ください)

## いちばん身近な相談相手 人権擁護委員 をご存じですか

市内の人権擁護委員の皆さん (5月15日現在、敬称略)

氏名	住所	電話番号
若杉 一夫	平田町 845-1	23-3645
松田 貞夫	大藪町 2014	23-4427
北川 良	日夏町 1608	25-1041
堤 博子	船町 5-20	23-7232
野 政三	芹橋二丁目 9-9	23-0285
河分 武士	堀町 311-1	28-1808
馬場 世紀	高宮町 1888	22-1963
深井 恵純	田附町 838	43-3657
小山 壽子	鳥居本町 1332-20	22-5072
桂 晃照	西今町 609	22-4023
寺崎 政子	野田山町 580-41	23-1981

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

人権擁護委員は、市町村長の推薦により、法務大臣が委嘱するもので、市内では、左の表の11人の皆さんが人権の大切さについて、理解を深めていただくための活動に努めています。

家庭内や隣近所での問題なども含め、人権問題についてのあらゆる相談を受け付ける、皆さんの一番身近な相談相手です。

相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談ください。

また、相談は人権擁護委員の自宅のほか、市役所で行われる人権相談、天津地方法務局彦根支局(西今町 ☎22-0242)でも受け付けています。 問い合わせ先 困保課政策課 ☎30-6115、FAX22-1398